

表 1 技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応

指導員免許の職種に対応する技能検定試験の職種は下表のとおり。

技能検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科
園芸装飾	園芸科
造園	造園科、森林環境保全科
さく井	さく井科
金属溶解	鉄鋼科、鑄造科
鑄造、粉末冶金、ダイカスト	鑄造科
鍛造	鍛造科
金属熱処理、金属材料試験	熱処理科
機械加工、非接触除去加工（放電加工）、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	機械科
金属プレス加工、工場板金	塑性加工科
建築板金	塑性加工科、建築板金科
鉄工	塑性加工科、造船科、構造物鉄工科、鉄道車両科
めっき、アルミニウム陽極酸化処理	金属表面処理科
切削工具研削	機械科、製材機械科
電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造	電子科
電気機器組立て、シーケンス制御	電気科、メカトロニクス科
自動販売機調整	電子科、電気科
鉄道車両製造・整備	鉄道車両科
時計修理	時計科
光学機器製造	光学ガラス科、光学機器科
内燃機関組立て	自動車製造科、内燃機関科
縫製機械整備	縫製機械科
建設機械整備	建設機械科
農業機械整備	農業機械科
冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科
染色	染色科
ニット製品製造	ニット科
婦人子供服製造	洋裁科
紳士服製造	洋服科
和裁	和裁科
寝具製作	寝具科
帆布製品製造	帆布製品科
布はく縫製	縫製科
機械木工、家具製作、建具製作	木工科
木型製作	木型科
紙器・段ボール箱製造	紙器科

製版、印刷	製版・印刷科
製本	製本科
プラスチック成形、強化プラスチック成形	プラスチック製品科
陶磁器製造	陶磁器科
石材施工	石材科
パン製造、菓子製造	パン・菓子科
製麺	麺科
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
水産練り製品製造	水産物加工科
みそ製造、酒造	発酵科
建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工	建築科、枠組壁建築科
かわらぶき	屋根科
とび	とび科
左官、タイル張り	左官・タイル科
築炉	築炉科
ブロック建築、エーエルシーパネル施工	ブロック建築科
畳製作	畳科
配管	配管科、住宅設備機器科
型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	建設科
防水施工	防水科
内装仕上げ施工	インテリア科、床仕上げ科
熱絶縁施工	熱絶縁科
カーテンウォール施工、ガラス施工	サッシ・ガラス施工科
サッシ施工	建築科、サッシ・ガラス施工科
ウエルポイント施工	さく井科、土木科
電気製図	電気科
化学分析	化学分析科、公害検査科
貴金属装身具製作	貴金属・宝石科
印章彫刻	印章彫刻科
表装	インテリア科、表具科
塗装、塗料調色	塗装科
広告美術仕上げ	広告美術科
義肢・装具製作	義肢装具科
工業包装	工業包装科
写真	写真科
調理	日本料理科、中国料理科、西洋料理科
ビルクリーニング	建築物衛生管理科
フラワー装飾	フラワー装飾科

表2 免除の範囲ーその1 (○印は免除される範囲)

下表に掲げる1級・単一等級の技能検定合格者(「バルコニー施行」及び「電子回路接続」を除く)は、指導方法以外の受験免除を受けることができるので、大阪府での受験が可能です。

免除を受けることができる者 (主なもの)	免除の範囲			
	実技 試験	学科試験		
		関連学科		指導 方法
		系基礎 学科	専攻 学科	
免許職種に関し、職業能力開発促進法による1級・単一等級の技能検定に合格した者(「バルコニー施行」及び「電子回路接続」を除く)	○	○	○	—

表3 他の法令に基づく資格による免除の範囲ーその1 (○印は免除される範囲)

下表に掲げる国家資格等の有資格者は、指導方法以外の受験免除を受けることができるので、大阪府での受験が可能です。

免 許 職 種	免除を受けることができる者 (主なもの)	免除の範囲			
		実技 試験	学科試験		
			関連学科		指導 方法
			系基礎 学科	専攻 学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	—
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	—
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	—
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	—
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	—
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	—
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	—
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	—
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	—

事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書を有する者	○	○	○	—
介護 サービス科	次のアからシに該当する者 ア 児童福祉法による保育士登録証を有する者で、実務経験（＊）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了 イ 保健師助産師看護師法による保健師免許を有する ウ 保健師助産師看護師法による助産師免許を有する エ 保健師助産師看護師法による看護師免許を有する オ 保健師助産師看護師法による准看護師免許を有し、実務経験（＊）を有する カ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有し、実務経験（＊）を有するか、介護福祉士実務者研修（※）を修了 キ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士の免許を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了 ク 理学療法士及び作業療法士法による作業療法士の免許を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了 ケ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了 コ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士の登録証を有する サ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了 シ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で、実務経験（＊）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了 （※）社会福祉士及び介護福祉法第40条第2項第5号の規定に該当（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了） （＊）介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する	○	○	○	—

表4 免除の範囲ーその2 (●は免許職種に関する学科を修めた者、○印は免除される範囲)

表4及び表5、並びに表6に掲げる要件を幾つか組み合わせ、指導方法以外の受験免除を受けることができる方は、大阪府での受験が可能です。

例えば、大学の機械工学科を卒業した方が設計業務に1年以上携わり、かつ、機械系の技能検定(表1参照)2級に合格した方は、2つの要件を合わせて実技試験と関連学科の受験免除を受けることができるので、大阪府での受験が可能です。

受験資格（主なもの）		経験 年数	実技 試験	免除の範囲		
				学科試験		
				関連学科		指導 方法
				系基礎 学科	専攻 学科	
学校教育	●大学卒業	1年	—	○	○	—
	●短期大学卒業	2年	—	—	—	—
	●高等専門学校卒業	2年	—	○	○	—
	●高等学校卒業又は中等教育学校の後期 課程卒業	3年	—	—	—	—
	高等学校卒業又は中等教育学校卒業	5年	—	—	—	—
	中学校卒業（実務のみ経験者）	8年	—	—	—	—
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年	—	—	—	—
	●応用課程の高度職業訓練修了	—	—	○	○	—
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年	—	○	○	—
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年	—	—	—	—
	●短期課程の普通職業訓練修了 （総訓練時間700時間以上）	3年	—	—	—	—
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程（3年）の専修学校卒業	2年	—	—	—	—
	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年	—	—	—	—
	●高等課程若しくは一般課程（3年）の 専修学校又は各種学校（3年）卒業	3年	—	—	—	—
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の 専修学校又は各種学校（2年）卒業	4年	—	—	—	—
免許職種に関し職業 訓練指導員試験 において	実技試験の合格者	—	○	—	—	—
	系基礎学科の合格者	—	—	○	—	—
	専攻学科の合格者	—	—	—	○	—
	指導方法の合格者	—	—	—	—	○
職業能力開発促進法による技能検定2級合格者		—	○	—	—	—
免許職種と同訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—	—	○	—	○
免許職種と他訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		上記必 要年数	—	—	—	○

表5 他の法令に基づく資格による免除の範囲ーその2 (○印は免除される範囲)

免許職種	免除を受けることのできる者	免除の範囲			
		実技試験	学科試験		
			関連学科		指導方法
			系基礎学科	専攻学科	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する者	—	○	○	—
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者の免状を有する者	—	○	○	—
発電電科	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	—	○	○	—
電気科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	—	○	○	—
送配電科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者	—	○	○	—
電気工事科	電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事のみ	—	—	—
	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	—	○	○	—
電子科	昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	—	○	○	—
自動車 車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備(内燃機関除く)	○	○(車枠及び車体整備法を除く)	—
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	—	○	○	—
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	—	○	○	—
建築科	建築士法による1級建築士の免許を有する者	—	○	○	—
枠組壁建築科					
ブロック建築科					
防水科					
プレハブ建築科					

熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	—	○	○	—
ボイラー科	エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	—	○	○	—
臨床検査科	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者	—	○	○	—
事務科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	簿記のみ	—	簿記のみ	—
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○	—		—
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成12年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験又は平成6年省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	—	○	○	—
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	—	○	○	—

表6 民間資格による免除の範囲ーその1(○印は免除される範囲)

免許職種	免除を受けることのできる者	免除の範囲			
		実技試験	学科試験		
			関連学科		指導方法
			系基礎学科	専攻学科	
溶接科	手溶接、半自動溶接及びティグ溶接に関し、厚生労働省人材開発統括官が定める試験※に合格した者であって、厚生労働省人材開発統括官が定める資格※を有し必要な技能を有すると認められる者	○	—	—	—

※詳細につきましては、大阪府雇用推進室人材育成課産業人材育成グループまでお問合せください。